

議案第 2 1 号

君津市勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設の指定管理者の指定について

君津市勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称及び位置

君津勤労者総合福祉センター

君津市西君津 1 1 番地 6

君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設（庭球場）

君津市西君津 1 1 番地 1

2 指定管理者 東京都江東区大島一丁目 2 番 1 号

公益財団法人体力づくり指導協会

理事長 小室博行

3 指 定 期 間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 公益財団法人体力づくり指導協会
- 2 代 表 者 理事長 小室博行
- 3 所 在 地 東京都江東区大島一丁目 2 番 1 号
- 4 設 立 日 昭和 4 3 年 7 月 2 2 日
- 5 目 的 等 国民の健康を増進し、その体力を増強するため、栄養・運動・休息等の総合的な施策に関する理論と実践方法について研究及び指導を行い、国民の健全なる成長と運動支援を行い、もって国民の保健と福祉の向上に寄与することを目的とする。

目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者体力づくり支援士の審査・認定
- (2) 健康・体力づくりに関する体力測定の実践と検証
- (3) 健康・体力づくり活動拠点の提供と支援
- (4) 健康・体力づくりの啓発・広報
- (5) 健康・体力づくりの講習等の実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

事業の推進に資するため次の事業を行う。

- (1) 健康・体力づくりに関する物品の販売
- (2) その他(1)に定める事業に関連する事業

上記の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

- 6 基本財産 8 0 0 万円
- 7 従業員等 職員 4 0 人
君津事業所 8 人